

中小企業等経営強化法に係る「証明書」の発行について

(経営強化税制 (A類型) ・ 固定資産税特例関係)

一般社団法人日本精米工業会

1. 証明書の発行について

生産性向上設備投資促進税制が平成 29 年 3 月 31 日をもって終了し、かわって、平成 28 年 7 月 1 日より施行された「中小企業等経営強化法」に係る税制が、平成 29 年 4 月 1 日より、拡充されました。

同法の優遇措置適用に係る「証明書」については、引き続き、機械及び装置での「精穀設備」で日本精米工業会が発行団体となり、新たに今回追加された器具・備品の「計量機器、精密測定機器、光学測定機器」についても証明団体になりました。

なお、中小企業等経営強化法に係る優遇措置の適用を受けるためには、期間内 (平成 31 年 3 月 31) に納入 (検収) されている設備が対象となります。中小企業等経営強化法に関する詳細な情報は中小企業庁のホームページ (<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>) をご覧ください。

日本精米工業会で「証明書 (様式 1) 」を発行する設備の種類は次のとおりですので、発行申請を検討している機械等が該当するかどうか、発行申請前に必ずご確認をお願い致します。

中小企業経営強化税制のスキームは次のとおりです。



